

藤沢記者クラブ各位

藤沢市情報公開審査会の答申について

行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定に係る審査請求事案（諮問第100号）について、藤沢市情報公開審査会が実施機関に対し答申したので、お知らせいたします。

1 経過

年月日	処理内容等
2022年（令和4年）11月2日	行政文書公開請求受付
11月15日	行政文書公開一部承諾決定処分
2023年（令和5年）1月6日	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理
5月23日	実施機関から審査会へ諮問書の提出（諮問第100号）
9月25日	答申（答申第100号）

2 請求の内容（決定・答申内容）

公開請求の内容	「下記について、公開請求する。 1、村岡地区単独施行の土地区画整理事業での地権者に対するメリット・デメリットが検証出来る一切の文書 2、村岡地区・深沢地区一体施行の土地区画整理事業での地権者に対する、メリット・デメリットが検証出来る一切の文書」
公開請求に対する実施機関の決定内容	公開一部承諾決定
審査請求に関する答申内容	藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2022年（令和4年）11月15日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分は、妥当である。

*この資料に関する問い合わせ先

審査請求に係る処分に関すること（実施機関）
藤沢市 都市整備部 都市整備課
担当：長田、小林
内線：4320
直通：0466(50)3543

情報公開審査会に関すること
藤沢市 市民自治部 市民相談情報課
担当：利根、田中
内線：2662
直通：0466(50)3567